

令和 5 年度環境物品等の調達実績の概要

経済産業省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度の環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣へ通知する。

第1. 令和5年度の経緯

令和5年度については、当省において環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

第2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目（環境省が策定した政府全体の基本方針で定められた文房具、公用車などの物品及び公共工事資材等）の調達量等は、別紙1および別紙2のとおりである。

調達方針において基準を満足する物品等の調達割合により目標設定を行う品目については、100パーセントを目標としており、求める仕様を満たす物品の存在する場合においては、各分野とも目標達成率は概ね100パーセントであった。

第3. 間伐材及び合法木材の利用状況

「公共建築物等木材利用促進法」及び「グリーン購入法」に基づく合法木材、間伐材の利用状況については、別紙3のとおりである。対象となっている全ての品目について、調達仕様を検討した結果コストが大きく割高であったもの以外は材料に紙または木質が含まれる物品を調達し、そのうち間伐材または合法性が証明された木材を使用した物品の調達率は100パーセントであった。

第4. 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の環境物品等（建築物の新築・回収（外注を含む）など計2品目）の調達量等については、別紙4のとおりである。100パーセントを目標としており、令和5年度において、冷凍空調機器の修理・廃棄の調達率は100％であった。

第5. その他の物品役務調達に当たっての環境配慮の実績

契約業者及び納入業者に環境物品等の推進を呼びかけ、また、仕様書に環境物品等購入に関する事項を記載させている。

第6. 当該年度調達実績に関する評価

特定調達品目及び特定調達物品等以外の環境物品等の目標については、求める仕様を満たす物品が存在する場合において、概ね調達目標を達成した。